

## 山形市建設工事元請・下請関係の適正化指導指針

### (目的)

第1条 この指針は、山形市（以下「市」という。）が発注する建設工事（以下「建設工事」という。）に係る元請、下請関係の適正化を図るため、市が指導する基準を定めるとともに、元請負人及び下請負人が遵守すべき事項を定めることを目的とする。

### (地元業者の育成)

第2条 元請負人は、下請による施工を必要とするものについては、できる限り地元の中小企業に発注するよう配慮しなければならない。

### (下請の制限)

第3条 元請負人は、請負った建設工事を一括して他人に請負わせてはならない。

2 元請負人は、建設工事について不必要な重複下請をしてはならない。

### (下請契約の締結)

第4条 元請負人は、下請契約を締結する場合は、契約の内容について十分相手方と協議し、建設業法(昭和24年法律第100号)の趣旨に基づき適正な内容としなければならない。

### (下請の選定)

第5条 元請負人は、下請施工をさせる場合（建設業の許可の適用除外となる軽微な工事を除く。）は、建設業の許可を受けた業者を選定しなければならない。この場合において、その選定に当たっては、施工能力、雇用管理及び労働安全管理の状況、労働福祉の状況、下請との取引の状況等を総合的に勘案して、優良な業者を選定しなければならない。

### (下請体系の把握)

第6条 元請負人は、請負った建設工事（設計金額130万円を超える建設工事に限る。）について、下請報告書（別記様式第1号）及び下請業者一覧表（別記様式第2号）に必要事項を記入の上、これらを市に提出しなければならない。

2 元請負人は、下請契約を締結したときは、下請代金の額にかかわらず、建設業法第24条の8第1項に規定する施工体制台帳を作成しなければならない。

3 元請負人は、前項の規定により施工体制台帳を作成したときは、その写しとともに、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の2第2項及び同規則第14条の4第3項に規定する書類の写しを市に提出しなければならない。ただし、同規則第14条の4第3項に規定する再下請負通知書の写し及びその添付書類の写しの提出は、

下請負人がさらに他の建設業を営む者に下請させる場合に限る。

4 前項に掲げるもののほか、元請負人は、市の求めに応じ、下請負人の施工能力の事項、下請施工内容等を記載した書類を市に提出しなければならない。

5 元請負人は、第2項の下請契約に係る工事を施工するときは、施工体制台帳及びその添付書類を工事現場に備え置かなければならない。

(社会保険等未加入建設業者への指導等)

第6条の2 元請負人は、下請契約を締結する場合には社会保険等加入建設業者を選定することとし、やむを得ず社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結するときは、当該下請負人から別に定める社会保険等への加入に関する申出書(以下「申出書」という。)を提出させなければならない。

2 市から直接工事を請負った元請負人は、下請負人から提出された申出書について、その写しを市に提出しなければならない。また、市から直接工事を請負った元請負人以外の元請負人は、前項により提出させた申出書について、自らの元請負人を通じ、市から直接工事を請負った元請負人に提出するものとする。

3 市から直接工事を請負った元請負人は、自身の下請以降のすべての下請負人の社会保険等の加入及び未加入の状況を下請報告書や申出書等により確認し、未加入の下請人に対しては、自身の下請人等に協力させ又は直接加入指導を行うものとする。

4 市から直接工事を請負った元請負人以外の元請負人は、下請負人の社会保険等の加入及び未加入の状況を下請報告書や申出書等により確認し、未加入の下請負人に対して加入指導を行うものとする。また、市から直接工事を請負った元請負人が行う指導に協力するものとする。

(提出時期等)

第7条 元請負人は、前条に規定する下請報告書、下請業者一覧表、施工体系図、施工体制台帳、再下請負通知書及びこれらの添付書類について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時期に市に提出しなければならない。

(1) 契約を締結したとき。 山形市契約規則(昭和39年市規則第18号)第32条に規定する建設工事請負契約約款(以下「契約約款」という。)第11条第1項の規定による現場代理人等指定(変更)通知書の提出時

(2) 工事が完成したとき。 契約約款第33条第1項に規定する完成通知書の提出をしたとき。

2 元請負人は、前項の規定にかかわらず、市に提出した書類の内容に変更があったときは、当該変更があった書類に関し、遅滞なく市に提出するものとする。

(下請負人からの暴力団の排除)

第8条 元請負人は、建設工事請負契約約款第49条第11号に該当する者(以下「暴力団関係事業者」という。)を下請負人(資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方を含む。)としてはならない。

2 元請負人は、下請契約に、暴力団関係事業者と判明した場合に契約を解除できる旨(以下「契約解除条項」という。)を規定しなければならない。

3 元請負人は、契約の相手方が暴力団関係事業者と判明した場合は、契約解除条項に基づき、当該下請契約を解除しなければならない。

4 元請負人は、山形市競争入札参加資格審査申請を行う際に市に対して市が別に定める暴力団排除に関する誓約書を提出しなければならない。

(暴力団等からの不当要求時の対応)

第9条 元請負人及び下請負人は、山形市暴力団排除条例(平成23年山形市条例第25号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員等から不当な要求を受けたときは、直ちに、警察署へ通報するとともに市に報告しなければならない。

(各工事担当課長における確認)

第10条 各工事担当課長は、第6条及び第6条の2に規定する市に提出された提出書類のとおり、工事の施工が行われているか、工事の現場に監督職員を派遣して確認するとともに、次に掲げる事項を確認しなければならない。

(1) 配置技術者の適格性及び専任制に関すること。

(2) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出状況に関すること。

(3) 当該工事の下請予定額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上である場合は、市に報告した監理技術者が監理技術者資格者証の交付を受けている技術者であって、かつ、5年以内に監理技術者講習を修了している者であること。

(4) 工事を一括して下請負人に請負わせていないこと。

(5) 1件の下請代金の額が500万円(建築一式工事の場合は、1,500万円)以

上である場合は、下請負人が建設業法の許可を受けていること。

(6) 元請負人が一般建設業者である場合は、下請代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は、7,000万円)以上でないこと。

(7) 法定福利費を内訳明示した標準見積書等が活用されており、法定福利費が必要経費として適正に確保されていること。

(まちづくり政策部住宅政策課長への報告)

第11条 各工事担当課長は、前条各号の規定に違反している事実又はその疑いがあると判断するときは、まちづくり政策部住宅政策課長にその旨を報告しなければならない。

(下請負人の意見の聴取)

第12条 元請負人は、請負った建設工事を施工するために必要な事項を定めようとするときは、あらかじめ、下請負人の意見を聞かなければならない。

(元請負人の代金支払等)

第13条 元請負人は、下請代金を支払う場合には、次の各号の事項を遵守しなければならない。

- (1) 下請代金については、元請負人が自己の取引上の地位を不当に利用して、通常必要と認められる原価に満たない額としないこと。
- (2) 下請契約における下請代金の支払条件は、市と元請負人との間の請負契約における支払条件に準じて適正なものとする。
- (3) 元請負人は、下請契約締結後、正当な理由がない限り下請代金の額を減じないこと。
- (4) 元請負人は、発注した下請工事に必要な資材を元請負人から購入させる場合は、正当な理由がない限り、当該工事の下請代金の支払期日前に、資材の代金を支払わせること。
- (5) 下請代金の支払は、できる限り現金払とすること。現金払と手形払を併用する場合であっても、現金払の比率を高めるとともに労務費相当分については、現金払とすること。
- (6) 下請代金を手形で支払う場合の手形期間は、できる限り短い期間とし、一般の金融機関による引受けが困難であると認められる手形を交付しないこと。
- (7) 元請負人は、前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して、資材の購入、労務者の募集その他当該建設工事の着手に必要な費用に相当する額を現金で前払すること。
- (8) 元請負人は、出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、その支払の対象となった建設工事を施工した下請負人に対して、元請代金の支払を受けた日から1か月以内で、できる限り短い期間内に支払うこと。

(9) 特定建設業者が、注文者となった下請契約に係る下請代金は、当該下請工事の目的物の引渡し申出があった日から起算して50日以内でできる限り短い期間内に支払うこと。

(10) 元請負人は、下請負人が、倒産、資金繰りの悪化等により、下請工事の施工に関し、再下請負人、労務者等の関係者に対し、請負代金、賃金の不払等不測の損害を与えることのないよう十分指導し、いやしくも労働者に対する賃金の不払等が発生しないよう必要な措置をとること。

(検査及び引渡し)

第14条 元請負人は、下請負人から下請工事が完成した旨の通知を受けたときは、その日から20日以内で、できる限り早く完成を確認するための検査をしなければならない。

2 元請負人は、前項の検査の終了後、下請負人が下請工事の目的物の引渡しを申し出たときは、直ちにその目的物を引き受けなければならない。

(下請における雇用管理等)

第15条 元請負人は、下請契約により定められた事項を履行できるように指導及び助成等を行うとともに、適正な工程管理の実施、労働者の雇用の改善、労働安全衛生の遵守及び労災保険料の適正な納付等の措置を講じなければならない。

(任意保険等)

第16条 元請負人は、任意の労災保険及び第三者に対する損害賠償責任保険等に参加し、万一の事故にそなえて、十分な対策を講ずるよう配慮しなければならない。

(建設業退職金共済組合への加入)

第17条 元請負人及び下請負人は、建設業退職金共済組合に参加する等退職金制度を措置しなければならない。

(資材業者の保護)

第18条 元請負人は、資材業者、建設機械又は仮設機械のリース業者等についても、建設業法の下請負人の保護の規定に準じて適正に処置しなければならない。

(工事事務防止等)

第19条 元請負人及び下請負人は、工事の施工に当たっては、保安要員の適正配置、地下埋設物に対する取扱いの配置、従業員等の技術研修等安全管理体制を強化し、事故絶滅に努めなければならない。

2 元請負人及び下請負人は、工事の施工に当たっては、交通事故等を起こさぬよう万全の注意を払わなければならない。

(市の指導等)

第20条 市は、この指針の適正な施行を確保し、その趣旨の徹底を図るため、次の各号に定める措置等を行うものとする。

(1) この指針の遵守について、市から直接工事を請負った元請負人に対して必要な指導、助言及び勧告

(2) 前号の指導に従わない場合又は指導した事項に関する措置結果が適切と認め難い場合には、建設業許可行政庁へ通報するとともに、山形市工事請負業者指名停止要綱に基づく指名停止措置等の検討

附 則

この指針は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和6年4月1日から施行する。